

TAX NEWS LETTER

～トピックス～

1. 電子取引の対応について

1. 電子取引の対応について

電子取引に係る請求書等の取引情報について、現行では宥恕措置により書面保存も認められておりますが、令和6年1月1日より電子データでの保存が必要になります。電子取引への対応を進めるにあたり、実務上の疑問をQ&A方式でまとめましたので、ぜひご活用下さい。

Q1：インターネットバンキングによる振込等は EDI 取引として電子取引に該当しますが、振込以外に何が該当しますか。

A：インターネットバンキングによる振込等は、その取引情報の正本が別途郵送されるなどといった事業がない限り、EDI 取引として電子取引に当たります。この振込等には、**振込の他に口座振替等も該当します。**インターネットバンキングの振込等に係る年月日、金額、振込先名等の情報は電子取引の取引情報として、保存対象になります。**ただし、年月日、金額、振込先名等の取引情報が振込等画面に表示されず、振込等依頼を受け付けた旨だけが表示される場合は、取引情報に当たらず保存不要**です。

Q2：インターネットバンキングによる振込等は電子取引に該当しますが、インターネットバンキングで従業員の給与の振込をした場合も、電子取引の取引情報として保存が必要ですか？

A：インターネットバンキングは電子取引に該当するため、取引先に対する振込等だけでなく、**従業員への給与の振込についても、その年月日、金額、振込先名等は電子取引の取引情報として電子データ保存の対象と考えられます。**

Q3：e-Tax で送信した法人税等の申告データは、電子取引の取引情報として保存が必要ですか？

A：e-Tax で送信した法人税等の申告データは、電子取引の取引情報としての保存義務は生じないようです。
また、e-Tax でダイレクト納付等の電子納税を行った際に、メッセージボックスに格納される受信通知も保存義務はありません。

Q4：年末調整の電子化により、従業員から受け取る年末調整関係書類の電子データは、電子取引の取引情報に該当しますか。

A：従業員から受け取る年末調整関係書類の電子データについては、電子取引の取引情報には該当しないようです。ただし、年末調整関係書類の電子データは、書面の場合と同様に原則7年間保存する義務があるとされております。

株式会社 影山タックスパートナーズ

税理士 影山正雄事務所

TEL:022-301-6317 FAX:022-301-6318 E-Mail:tax.letter@k-taxpartners.co.jp

事務所 HP: <https://k-taxpartners.co.jp>

〒981-0913

宮城県仙台市青葉区昭和町3-42 ライオンズプラザ北仙台406号